

主な内容

- 各種申請などの様式が全国的に標準化されます！
- 健康保険法が改正されました
- 健康保険軟式野球新潟県大会の結果発表

職場内で回覧しましょう



佐渡奉行所 (佐渡市)

ふるさと越後!

出産育児一時金支給額が —新潟県の建造物シリーズ—  
引き上げられます



社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

平成18年10月から

# 医療保険制度が変わります!



健康保険法の一部が改正され、平成18年10月より平成20年度までに順次実施されます。平成18年10月改正の主なポイントは以下のとおりです。詳しくは同封のリーフレット、社会保険庁ホームページをご覧ください。

- 1 高額療養費の自己負担限度額が**引き上げられます**。
- 2 出産育児一時金・家族出産育児一時金が**1児につき35万円**となります。
- 3 埋葬料・家族埋葬料の支給額が**一律5万円**となります。
- 4 70歳以上の現役並みの所得がある方は、一部負担金の割合が2割負担から**3割負担**に改正されます。
- 5 **入院時生活療養費が新設**されます。(療養病床に入院する70歳以上の方)

## 医療費の領収証が義務化されます

平成18年4月から、保険医療機関で領収証の交付が義務付けられたことをご存知ですか。9月30日までは準備期間で、完全に義務化されるのは平成18年10月1日からです。この領収証は病院・診療所・薬局といった全ての保険医療機関等において、無償で交付されるようになり、単に合計金額を表示するだけでなく、診療報酬点数表の各部ごと、わかり易く言うと、初・再診料、検査、処置、投薬、手術などの項目ごとに点数を表示するものです。また、多くの保険医療機関等では、この領収証に加え、レセプト並みに詳細な明細書についても交付することができます。 ※明細書については有料になる場合もあります。

### — 社会保険事務所からのお知らせ —

## 政府管掌健康保険の被扶養者の認定状況の確認について

- ◎今月末を目途に健康保険被扶養者調書（異動届）を送付します。
- ◎**10月31日**までに管轄の社会保険事務所に提出願います。

### 調書<sub>副</sub>の送付について

提出いただいた調書は社会保険事務所で審査後、被扶養者の異動があった方についてのみ調書<sub>副</sub>を送付します。**異動がない方の調書<sub>副</sub>は送付しませんので、ご了承ください。**

# 10月から各種申請などの様式が全国的に標準化(統一化)されます!

社会保険庁では、これまで都道府県ごとに定めていた申請などの際に使用する届出様式について見直しを図り、平成18年10月から全国の社会保険事務所共通の標準化(統一化)様式に変更することとなりました。

これに伴い、「被扶養者(異動)届(追加)」に係る添付書類が下記のとおり変更となりますので、ご確認をお願いいたします。

対象者		添付書類	収入に関する証明	被保険者と同一世帯であることが確認できる書類(住民票等)
配偶者(内縁関係も含む)			必要	不要 <sup>④</sup>
子・孫・弟妹	15歳未満		不要	不要
	15歳以上(中学生除く)		必要	不要
父母・祖父母・曾祖父母			必要	不要
配偶者の父母・祖父母・曾祖父母			必要	必要
兄・姉及び配偶者の兄弟・姉妹	15歳未満		不要	必要
	15歳以上(中学生除く)		必要	必要
内縁の妻(夫)の子及び内縁の妻(夫)の父母	15歳未満		不要	必要
	15歳以上(中学生除く)		必要	必要
3親等内のその他の家族	15歳未満		不要	必要
	15歳以上(中学生除く)		必要	必要

④内縁関係の場合については、内縁関係にある両人の戸籍謄本及び世帯全員の住民票が必要となります。

## 収入に関する証明について

●収入に関する証明として添付を必要とする被扶養者については、被保険者によって生計維持されていることを証明できる「所得証明・非課税証明」、「勤務先の給与証明・給与明細書の写し」、「失業保険受給資格者証の写し」、「年金証書・年金額改定通知書の写し」など収入に関する証明を添付してください。

●15歳以上の昼間の学生(高校生・大学生・専門学校生等)については、収入に関する証明及び在学証明等の添付は必要ありません。

※「④職業」欄に「大学2年」等と記載願います。また、小中学生についても同様に記載願います。(学校名については記載する必要はありません。)

●所得税法により規定されている控除対象配偶者・扶養親族となっている場合は、事業主の確認により収入に関する証明の添付を省略できます。(被扶養者(異動)届に控除対象配偶者・扶養親族となっていることについて、付記等する必要はありません。)

※詳しくは、最寄りの社会保険事務所へお問い合わせください。

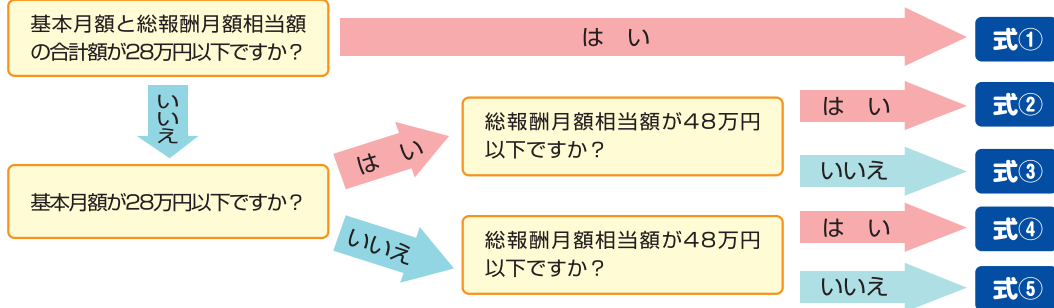


**Q** 来年60歳で定年を迎えます。その後も引き続き今の会社で勤務を続けようと考えていますが、年金の支払額はどのように調整されるのでしょうか？

**働きながら受ける老齢年金**

**A** 65歳未満の老齢厚生年金を受けられている方が、会社に勤めて厚生年金保険に加入すると、給料と賞与によって決められる総報酬月額相当額と1ヶ月当たりの年金額との合計収入に応じて、年金額の一部または全額が支給停止となる場合があります。具体的には次のとおりとなります。

**〈60～65歳になるまでの支給停止額〉**



**支給停止額（年額）の計算式**

- 式① 支給停止は行われません（全額支給）
- 式② 停止額 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 × 12
- 式③ 停止額 = { (48万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 48万円) } × 12
- 式④ 停止額 = 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12
- 式⑤ 停止額 = (48万円 × 1/2 + 総報酬月額相当額 - 48万円) × 12

※基本月額 = 老齢厚生年金額 (加給年金額、経過的加算を除く) × 1/12

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{その月の標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前1年間の標準賞与額の合計額}}{12}$$

上記の支給停止額は、厚生年金基金の加入期間のある方やハローワークの給付金を受けられる方については、計算方法が異なりますのでご注意ください。なお、年金の支給停止に関するお問い合わせは、お近くの社会保険事務所またはねんきんダイヤルにご相談ください。

**ねんきんダイヤル** 年金請求などの年金相談 / ☎ 0570-05-1165  
年金をお受けになっている方の年金相談 / ☎ 0570-07-1165

**社会保険事務所から…  
年金相談窓口の  
時間延長と  
土曜日開設のご案内**

10月から12月の実施日は次のとおりです。ぜひ、ご利用ください。

**10月**

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

土曜の開設日  
(午前9時から午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。  
9日は祝日のため10日に振替実施します。  
柏崎、六日町は10日のみの延長です。

**11月**

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

土曜の開設日  
(午前9時から午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。  
柏崎、六日町は13日のみの延長です。

**12月**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

土曜の開設日  
(午前9時から午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。  
柏崎、六日町は11日のみの延長です。

※12月29日から1月3日までは閑行日です

# 社会保険協会事業をご利用ください

## ○事業所内年金相談

- 年金のプロを派遣します。
- 年金受給年齢に近付いた方へ請求の手続きをご説明します。

## ○健康者表彰「わたしは健康」の方体験記募集

無料宿泊券（瀬波温泉 松風荘）  
1泊2日 2名様分を差し上げ表彰します

### ●応募資格

- ・50歳以上
- ・1年以内の健康診断の結果検診項目すべて正常又は、つぎの項目で前年度の検診結果が異常の方で今年度正常になった方

血圧・総コレステロール・血糖

- ・健康への取り組み体験記を提出

### ●応募にあたっては次の書類を提出して下さい

- ・応募申請書（協会本部・支部に用意してあります）
- ・健康診断結果書の写し 2年分
- ・体験記（400字程度）
- ・先着100名様とします
- ・応募は平成19年3月31日まで随時受け付けます

※提出された書類については、この目的以外には使用しません。

## ○職場の健康づくり

職場で働くみなさまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、「職場内講習会・健康相談」を行っています。医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・その他健康づくりの専門家を講師として派遣します。

## ○貸付制度

政府管掌健康保険・船員保険の被保険者のみなさんへ

### ●高額医療費貸付制度

当座の医療費の支払に充てるための資金として、高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸付します。

### ●出産費貸付制度

出産一時金（被保険者・被扶養者）が支給されるまでの間、出産の支払いに充てるための資金を1万円単位で最大24万円まで無利子で貸付します。

## ○保養所

やすらぎのひとつときに保養所をご利用ください

### ●自然豊かな弥彦「グリーンヒル山彦」

〒959-0323 西蒲原郡弥彦村弥彦 ご予約は TEL.0256-94-2279へ

### ●天然温泉の瀬波「松風荘」

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 ご予約は TEL.0254-53-3086へ

照会・お申し込みは

財団法人 新潟県社会保険協会

〒951-8104 新潟市西大畑町5191-14  
TEL 025-225-2518 FAX 025-228-3195

## 10月の社会保険相談のご案内

会場	相談日	時間	会場	相談日	時間
新津商工会議所	19(木)	10:00～15:30	能生地区公民館	25(水)	10:00～15:00
五泉商工会議所	24(火)	10:00～15:30	巻商工会	4(水)	10:00～15:00
村松商工会	10(火)	10:00～15:00	加茂市役所	11(水)	10:00～15:00
佐和田商工会	18(水)	13:30～15:30	弥彦村役場	19(木)	13:00～16:00
両津商工会	19(木)	9:00～11:00	吉田商工会（燕市吉田産業会館）	19(木)	10:00～15:00
小木町商工会	19(木)	9:00～10:30	市民交流センター ナーブルみつけ	25(水)	10:00～15:00
小出商工会	11(水)	10:00～15:00	阿賀野市水原公民館	18(水)	9:30～14:30
長岡市役所 栃尾支所	18(水)	10:00～15:00	中条町商工会	19(木)	10:00～15:00
小千谷商工会議所	24(火)	10:00～15:00	村上市役所	25(水)	10:30～15:00
板倉区総合事務所	18(水)	10:00～15:00	十日町地域産業振興センター クロス10	12(木)	10:00～15:00
柿崎商工会	19(木)	10:00～15:00		26(木)	10:00～15:00
糸魚川市役所	11(水)	10:00～15:00	●年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。		

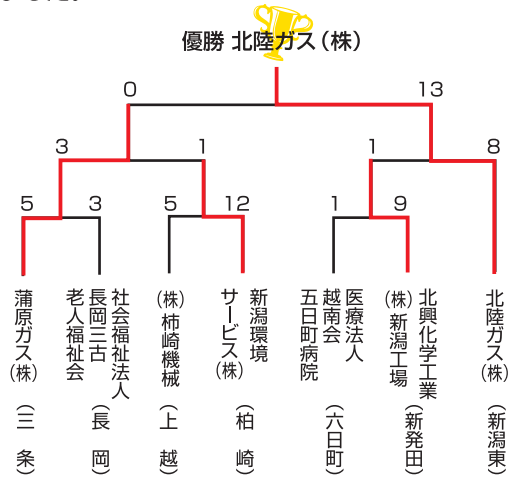
注）佐渡地区の時間（朱書）は受付時間となりますのでご注意ください。

# 健康保険軟式野球新潟県大会



(財)新潟県社会保険協会主催の平成18年度健康保険軟式野球新潟県大会が、去る8月5日・6日の両日、新潟市宮島屋野球場で開催され、各地区大会を勝ち抜いた7チームにより、炎天下のなかで、熱戦が繰り広げられました。

決勝戦は北陸ガス(株)チームと蒲原ガス(株)チームの対戦となり、終始試合を優位に進めた北陸ガス(株)チームが13対0で勝利し、優勝しました。



## 瀬波は、源泉93℃の天然温泉郷

心地よい潮風に誘われて  
小さな秋をさがしに行こう!  
「松風荘」でやすらぎのひとときを。



### ご利用料金

- 1泊2食 7,500円 (税込み)
- 宿泊利用時間は、午後4時から翌朝10時までです。
- ご予約やお申込は直接松風荘へ  
☎ (0254) 53-3086

どなたにもご利用いただける保養所です。

社会保険協会保養所 **松風荘**

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29

健康づくり

標語コンクール入選作品

はじめる! はじまる! 明日へつづく 健康づくり

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページアドレス <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>